

○総務省告示第 号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条の二十五（同令第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第四百十七号（端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後

次の表の上欄に掲げるインターネットネットワーク移動電話端末等（インターネットネットワーク移動電話端末又はインターネットネットワーク移動電話用設備に接続される自営電気通信設備をいう。以下同じ。）は、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「規則」という。）のうち同表の中欄に掲げる規定（規則第三十六条において準用する場合を含む。）にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

一	二	三	四	五	六
無線設備規則第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備を使用するインターネットネットワーク移動電話端末等	規則第三十二 条の二十四第一号	規則第三十二 条の二十四の二	規則第三十二 条の二十四の二	規則第三十二 条の二十四の二	中欄に掲げる規定を適用しない
発信する機能を有しないインターネットネットワーク移動電話端末等	規則第三十二 条の二十三	規則第三十二 条の二十四の二第二号、第四号及び第五号	規則第三十二 条の二十四の二	規則第三十二 条の二十四の二	中欄に掲げる規定を適用しない
複数の電気通信事業者のインターネットネットワーク移動電話用設備に接続する機能を有しないインターネットネットワーク移動電話端末等	規則第三十二 条の二十四の二	規則第三十二 条の二十四の二	規則第三十二 条の二十四の二	規則第三十二 条の二十四の二	中欄に掲げる規定を適用しない
技術的な困難性、利用者への影響その他の事情を勘案して総務大臣が特に認めるインターネットネットワーク移動電話端末等（令和九年九月三十日までに電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第五十三条第一項に規定する技術基準適合認定、法第五十六条第一項に規定する設計認証、法第六十九条第一項の規定による端末設	規則第三十二 条の二十四の二	規則第三十二 条の二十四の二	規則第三十二 条の二十四の二	規則第三十二 条の二十四の二	中欄に掲げる規定を適用しない

改 正 前

次の表の上欄に掲げるインターネットネットワーク移動電話端末等（インターネットネットワーク移動電話端末又はインターネットネットワーク移動電話用設備に接続される自営電気通信設備をいう。以下同じ。）は、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「規則」という。）のうち同表の中欄に掲げる規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

一	二	三	四	五	六
無線設備規則第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備を使用するインターネットネットワーク移動電話端末等	規則第三十二 条の二十四第一号	規則第三十二 条の二十四の二	規則第三十二 条の二十四の二	規則第三十二 条の二十四の二	中欄に掲げる規定を適用しない
発信する機能を有しないインターネットネットワーク移動電話端末等	規則第三十二 条の二十三	規則第三十二 条の二十四の二第二号、第四号及び第五号	規則第三十二 条の二十四の二	規則第三十二 条の二十四の二	中欄に掲げる規定を適用しない
複数の電気通信事業者のインターネットネットワーク移動電話用設備に接続する機能を有しないインターネットネットワーク移動電話端末等	規則第三十二 条の二十四の二	規則第三十二 条の二十四の二	規則第三十二 条の二十四の二	規則第三十二 条の二十四の二	中欄に掲げる規定を適用しない
技術的な困難性、利用者への影響その他の事情を勘案して総務大臣が特に認めるインターネットネットワーク移動電話端末等（令和九年九月三十日までに電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第五十三条第一項に規定する技術基準適合認定、法第五十六条第一項に規定する設計認証、法第六十九条第一項の規定による端末設	規則第三十二 条の二十四の二	規則第三十二 条の二十四の二	規則第三十二 条の二十四の二	規則第三十二 条の二十四の二	中欄に掲げる規定を適用しない

備考 表中の「」の記載は注記である。	備の接続の検査若しくは法第七十条第二項の規定による自営電気通信設備の接続の検査を受け、又は法第六十三条第三項の規定による技術基準適合自己確認の届出を行うものに限る。）